

障害者控除対象者認定書について

要介護1以上の方を対象に、所得税や個人住民税の「障害者控除」の適用を受けるための『障害者控除対象認定書』を交付します。

ただし、三春町の申告会場で申告される方等は、当該認定書は不要です。税務署で申告される方等は、認定書が必要ですのでお申出ください。

詳しくは
//


おむつに係る費用の医療費控除について

傷病等のため、概ね6か月以上寝たきりで、おむつの使用が必要と認められた方は、医療費控除を受けることができます。対象者には「医療費控除」の適用を受けるための『おむつ代の医療費控除の証明に必要な事項の確認書』を交付します。

詳しくは
//


問 認定書・確認書に関すること
保健福祉課介護保険グループ

☎ 0247-62-3166
税の申告に関すること
税務会計課課税グループ

☎ 0247-62-8127

国保資格喪失後の医療機関受診について

三春町国保の資格喪失後（職場の社保加入、町外転出など）に国保を使って医療機関を受診した場合、町が負担した医療費（7～8割）を不当利得として返還していただけ場合があります。

返還額は高額になることがあります。手続きにも時間的負担がかかります。新たに社保等に加入された際は、新しい資格確認書等を持参のうえ、住民課窓口にて速やかに国保脱退の手続きを行ってください。国保の脱退手続きは、郵送でも受け付けています。

三春町国民健保
喪失後のお注意
に資格受診ください



※マイナ保険証登録済の方も
脱退の手続きが必要です。
また、新しい資格確認書等
がお手元に届く前に医療機関等を受診される際は、「健康保険の加入手続き中」である旨を医療機関等の窓口へお伝えください。

詳しくは
//

問 住民課 国保年金グループ
☎ 0247-62-2147

三春町国民健保
喪失の手続きについて



問 認定書・確認書に関すること
住民課 国保年金グループ
☎ 0247-62-2147

※電話番号およびFAX番号
は従前どおりです。

「医療費のお知らせ」について

受診された医療機関からの請求書に基づき、医療費通知を送付しています。（請求の関係により、対象期間に受診していても記載されない場合があります。）

★国民健康保険

令和8年2月発送予定（令和7年6月～10月診療分）

※確定申告を急がれる場合は、

領収書により申告手続きを

お願いします。なお、令和7年11月および12月診療分は、今

年度の医療費通知には記載さ

れませんので、確定申告（医療

費控除）に医療費通知を使用

される予定の方は、領収書を

大切に保管してください。

※亡くなられた方の医療費通知が必要な場合は、令和8年2月下旬以降に住民課国保年金グループで手続きをしてください。

★後期高齢者医療

令和8年2月下旬より順次発送予定（令和7年1月～12月診療分）

※確定申告を急がれる場合は、

領収書により申告手続きを

お願いします。

問 後期高齢者医療保険医療費のお知らせコールセンター

☎ 0120-101-622

午前8時30分～午後5時15分

※土日祝日を除く

問 後期高齢者医療保険医療費のお知らせコールセンター

☎ 0120-101-622

午前8時30分～午後5時15分

※土日祝日を除く

郡山公証役場が移転しました

令和7年12月1日から、郡山公証役場が移転になりましたのでお知らせします。

変更前：〒963-8017

郡山市長者一丁目7番20号

変更後：〒963-8017

郡山市長者一丁目7番20号

東京海上日動ビル6階

東京海上日動ビル2階

変更後：〒963-8017

郡山市長者一丁目7番20号

東京海上日動ビル6階

※電話番号およびFAX番号

は従前どおりです。

問 郡山公証役場

☎ 024-932-6037

DENSO
Crafting the Core



2025
健康経営優良法人
KENKO Investment for Health
大規模法人部門



地域から信頼され、明るく活気溢れる最先端工場を目指しています

〒963-4318 福島県田村市船引町光陽台 26 Tel : 0247-65-7700 Fax : 0247-65-7701 https://www.denso.com/group/denso-fukushima/

